令和5年3月7日　健康推進課資料１

伊達市診療所承継支援補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市における医療提供体制を確保するため、市内の医業を承継した医師に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊達市補助金等の交付等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）診療所　医療法（平成23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所（公衆のために医業を行う場所に限る。）をいう。

（２）交付対象者　市内の診療所を承継した者（以下「承継者」という。）をいい、承継者が法人の場合は診療所の管理者をいう。

（３）承継　開設者の引退等により市内の診療所を親族又は第三者へ当該診療所の保険診療を引き継ぐことをいう。（同一法人内における管理者の変更を除く。）

（補助金の交付対象者の要件）

第３条　交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）福島県医業承継支援事業によりマッチングされ、医業承継成立の日から１年以内に伊達市診療所承継支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出した者であること。

（２）市内において、診療所を承継した後に継続して10年以上診療する見込みであること。

（３）一般社団法人伊達医師会（以下「医師会」という。）に加入すること。

（４）本市の市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の納税義務がある者については滞納がないこと。

（５）伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（６）積極的に地域医療へ貢献すること。

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| 取得及び改修に係る経費  （1）診療の用に供する土地の取得に要する経費  （2）診療の用に供する建物の新設、取得、改修又は拡張に要する経費  （3）診療の用に供する機器の購入に要する経費 | 補助対象経費の  3分の2以内 | 1,000万円 |